

覚醒剤原料廃棄届出書（記入例）

覚醒剤取締法第 30 条の 13 の規定により覚醒剤原料の廃棄を届け出ます。

年 月 日

住 所 浜松市〇区鴨江 2-11-2
氏 名 株式会社 鴨江薬局
代表取締役 鴨江太郎

静 岡 県 知 事 殿

廃棄しようとする覚醒剤原料の品目及び数量	セレギリン塩酸塩錠(2.5mg) 18 錠
廃棄しようとする施設の所在地及び名称	浜松市〇区元城町 103-2 鴨江薬局元城店
廃 棄 の 日 時	
廃 棄 の 場 所	調剤室流し
廃 棄 の 事 由	期限切れのため
参 考 事 項	

備考

（注意）

提出部数は 3 部です。

覚醒剤原料の廃棄は、覚醒剤監視員の立ち会いのもとに行わなくてはなりません。あらかじめ保健所に廃棄届出書を提出してください。

覚醒剤原料が不良であったり、不要になったりした場合も、全て廃棄の手続きをとらなくてはなりません。卸売業者に返品することはできません。

【添付書類】 なし